

令和 8 年度 見せる復興に係るデジタルコンテンツ等制作業務委託に係る仕様書

1.業務目的

本業務は、県の「首里城復興基本計画 - 基本施策 1 正殿等の早期復元と復元過程の公開(見せる復興)」等の方針を踏まえ、コンテンツ等の体験を通じて公園利用者が琉球の歴史・文化および首里城の復興状況について学び、理解を深める機会を創出することを目的とする。

2.履行期限 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日までとする。

履行場所 那覇市

3.業務内容

本業務では、添付「展示構成」に基づいて、首里城公園内指定施設におけるデジタルコンテンツ等を制作する。

4.業務仕様

(1) 制作準備および企画・調整

- 本業務に係る展示コンテンツを制作するにあたり、県内の博物館等の関係機関と調整や状況確認、資料の使用許可等の手続きを行い、必要な資料の作成や整理を行うこと。
- 展示コンテンツ制作に係る素材撮影は、収録予定現場の下見や関係機関等との事前打合せを踏まえ、必要最小限の回数とし、撮影スケジュール及び撮影や取材等を企画すること。なお、撮影や取材先への必要な申請手続きや調整等については、受託者にて行うこと。
- 有識者及び国・県・公園管理運営者等の関係者意見を取り入れながら、展示構成(案)の展示コンテンツ - 展示内容の詳細を企画すること。
- 有識者や関係者等との調整等の実施の際は、その議事録と必要な資料を作成すること。
- 本業務に係る展示コンテンツの企画をとりまとめ、その実施報告書を作成すること。
- 実施状況を確認の上、発注者が必要と認めた実施回数で精算する場合がある。
- 有識者の監修体制の構築
 - 有識者の定義
 - ✦ 首里城に関する復興技術や、琉球王朝の歴史に知見のある者から、発注者と受託者が協議し選定する。
 - ✦ 琉球王朝の歴史に関する芸術・歴史分野に関する知識を持ち、学芸員として 15 年以上の実績を持つ者またはその分野の学問で博士号を有する者から選定する。
 - ✦ 受託者が推薦する者について、発注者と協議し、1 名程度選定する。
 - 有識者の役割
 - ✦ 受託者は、有識者に対し、可能な限り確認事項を整理した上で、業務期間中に必要最小限の回数(当初 10 回を想定)で監修を受けるものとする。
 - ✦ 展示コンテンツの制作物に対する事実確認や専門的なアドバイスを主目的とする。
 - ✦ 費用は、県規程により、受託者による謝礼金等による支払を想定。

(2) 展示コンテンツの制作

- 添付「展示構成」に基づいて、有識者及び国・県・公園管理運営者等の関係者意見を取り入れながら、展示コンテンツを制作する。
- 制作する全ての展示コンテンツにおいて、展示コンテンツの内容に係る情報共有(レイアウト、説明文、動画の動きや効果等)を目的とした資料を作成のうえ、事前に発注者による承諾を得ること。
- 制作する全ての展示コンテンツにおいて、展示構成 - 利用開始時期に記載する指定の日を目途に、受託者により展示機器を用いて鑑賞可能な状態にすること。
- 展示コンテンツの制作にあたっては、以下の点も留意すること。
 - 1) 映像撮影
 - ✦ 撮影に使用するカメラは原則 4K 仕様とし、撮影日時、場所、方法などを発注者と調整後、撮影を実施すること。
 - ✦ 撮影した内容について撮影一覧表を作成し、素材映像に撮影日毎に撮影内容のキャプションを付けて整理を実施すること。
 - 2) 動画・静止画に係る編集
 - ✦ 映像編集にあたっては、必要に応じテロップや概略図等を追加するなど、分かりやすい内容になるよう工夫すること。
 - ✦ 必要に応じて効果音、音楽などを整音し、音データを制作すること。
 - ✦ 城郭内の建築工事は国、城郭外や工房での寄附金を活用した復元作業は県の役割分担として動画や静止画を撮影して提供が可能なため、前もって調整が必要。
 - 3) 説明文およびナレーション制作
 - ✦ コンテンツの表示面の大きさや指定された動画の長さ等に応じて、文字分量による閲覧・ナレーション速度や文面(事実確認や人権・差別等への配慮含む)の事前確認、実際のレイアウトや音声の確認等、全体工程と必要な確認段階を事前に発注者等に提示し、その都度了解を得てから、編集作業を進めること。
 - 4) 翻訳作業
 - ✦ 多言語化に係る翻訳作業は、ネイティブチェックを入れること。
 - 5) その他
 - ✦ その他上述に明示されていないことでも業務遂行に必要とされる業務は、事前に発注者と協議の上実施すること。

(3) 3D 点群データ計測および画像化

- 添付「展示構成」に基づいて、3D 点群データを計測し、寄附者や来訪者へ活用部位やその製作経緯が分かりやすく説明するために、画像データへ変換(当初 20 画像の切り出しを想定)する。

(4) パネルボードの制作

- 添付「展示構成」に基づいて、有識者及び国・県・公園管理運営者等の関係者意見を取り入れながら、展示コンテンツを制作する。

(5) 効果検証

当年度導入・更新したコンテンツの効果検証の計画・検証実施・検証結果報告及び将来に向けた改善提案を行う。

- 効果検証は 50 組を対象にアンケート等を実施すること。
- 効果検証結果および改善提案は業務完了報告書に含めること。

5. 成果品

受託者が提出すべき成果物等は、以下の表のとおりとする。

表 成果物等一覧

① 撮影素材（動画および静止画）	1 式
② 動画（切り替え動画含む）および PDF データの完成作品	1 式
③ パネルボード	1 式
④ デジタルデータ（印刷および PDF データの編集可能な原ファイル）	1 式
⑤ ナレーション完成原稿	1 式
⑥ 3D 点群データおよび切り出し画像	1 式
⑦ 打ち合わせ協議 議事録、有識者監修結果	1 式
⑧ 業務報告書	1 式
⑨ 支払確認書類	1 式
⑩ SSD（上記の電子データを入れて提出。ただし③を除く。）	1 式
⑪ その他発注者が業務に関するものとして指示したもの	1 式

6. 著作権・特許等

- (1) 受託者は、本業務で作成された成果物に関し、すべての著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定める権利を含む財産権）を、発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、発注者の同意を得なければ、著作権法第 18 条から第 20 条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て発注者での利用若しくは第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする。ただし、公共機関から貸与したものは除く。
- (4) 成果物の使用期限は設けないものとする。
- (5) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託者において責任を負うものとする。

7. 再委託について

上記業務の一部については再委託を可能とするが、業務を実施する 10 日前までに再委託承認申請書

を発注者に提出するとともに、事前に書面による発注者の承認を受けるものとする。ただし、以下の簡易かつ容易な業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

- 資料の収集・整理
- 複写・印刷・製本
- 原稿・データの入力及び集計

また、以下に示す契約の主たる部分については、再委託をしてはならない。

- 契約金額の50%を超える業務
- 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務

8.その他

- (1) 事業完了時において実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額する。
- (2) 本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、発注者の指示を受けなければならない。